

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則第七条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第七条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第八条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第八条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第十二条を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に、「平成二十七年」を「平成二十六年」に改める。

第一条のうち附則第十四条の二の改正規定を次のように改める。

附則第十四条の二（見出しを含む。）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改める。

第一条のうち附則第二十七条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十七条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第二十八条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十八条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」、「〇・九七八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第二十九条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十九条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）」及び「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第三十一条を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に、「平成二十七年」を「平成二十六年」に改める。

第一条のうち附則第三十二条の二の改正規定を次のように改める。

附則第三十二条の二（見出しを含む。）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年まで」に改める。
第一条のうち附則第五十二条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五十二条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この号の規定によ

る率の改定が行われたときは、当該改定後の率」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第五十三条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五十三条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年」を削り、「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第一条のうち附則第五十四条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五十四条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年」を削り、「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第三条のうち附則第四条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第四条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年」を削り、「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたとき

は、当該改定後の率)」を「〇・九七八」に改める。

第三条のうち附則第五条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第三条のうち附則第七条を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に、「平成二十七年」を「平成二十六年」に改める。

第三条のうち附則第八条の二の改正規定を次のように改める。

附則第八条の二（見出しを含む。）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年まで」に改める。

第三条のうち附則第二十五条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第二十五条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行わ

れたときは、当該改定後の率」を「〇・九七八」に改める。

第四条のうち附則第二条の二の改正規定を次のように改める。

附則第二条の二（見出しを含む。）中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改める。

第五条のうち附則第四条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第四条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」及び「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第五条のうち附則第五条の改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五年」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち附則第五条の二の見出し中「及び平成二十六年」を削り、同条中「及び平成二十六年の各年度」を削り、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）」を「〇・九七八」に改める。

第五条のうち附則第七条を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「平成二十六年」を「平成二十五

年度」に、「平成二十七年」を「平成二十六年」に改める。

第六条のうち第一項の改正規定中「平成二十五年十月から平成二十七年三月まで」を「平成二十五年四月から平成二十六年三月まで」に改め、第二項の表の改正規定のうち同項の表の下欄中「（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）」を削り、「〇・九九三」を「〇・九九一」に、「平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年である場合にあっては、平成二十六年四月）」を「平成二十五年四月」に改め、「（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）」を削り、「平成二十五年十月（当該年度が平成二十六年である場合にあっては、平成二十六年四月）」を「平成二十五年四月」に改め、「（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第一条を次のように改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加

える改正規定、同法附則第八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十九条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十二条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十三条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十四条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二条の規定、第三条中国国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十五条第一項

の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第五条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の改正規定、同法附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十七条第二項の改正規定並びに第六条の規定並びに次条から附則第六条までの規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則第二条から第六条までの規定中「平成二十五年十月」を「平成二十五年四月」に改める。